

議事要旨(4) 金融商品専門委員会における検討状況について②(分類・測定)

冒頭、加藤常勤委員(専門委員長)より、審議事項(4)-1に基づき、金融商品会計に関する現行基準の見直しの今後のスケジュール及び本日のディスカッション・ポイントについて説明がなされた。引き続き板橋専門研究員より、審議事項(4)-2、(4)-3、(4)-4に基づき、分類及び測定に関する検討状況の整理の、償却原価の要件と OCI オプションの内容について説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ あるオブザーバーから、OCI 組替調整の問題は OCI の定義を変えるかどうかの問題であり、個別の基準で議論しても結論は出ないので包括的な見解を打ち出せないかとの問いかけがあった。これに対して事務局からは、個別の基準に特有の観点もあり、包括的な議論を前提とした上で個別基準での検討を進めるスタンスであるとの回答がなされたが、同オブザーバーから、我が国にとっては、この OCI オプションの検討はこれまで維持してきた組替調整の考え方を考える大きな一歩となる可能性があるとの指摘があった。また、今後、包括利益が表示された場合に、営業利益と包括利益に挟まれる純利益にどのような資質を求めるか整理することが有用との意見が出された。
- ・ 別の委員から、OCI 組替調整の可否については議論が大きく分かれるところであるとのコメントがあった。また、償却原価の適用の要件に関して、例えば元本が毀損しないように変動金利にデリバティブが組込まれている債券は外れてしまう等、運用資産によっては影響があると見受けられ、さらに、償却原価を適用する資産売却時の損益表示の方法(例えば、特別損益に表示)といった実務レベルの問題があるとのコメントがあった。
- ・ 別の委員から、OCI 組替調整については、純利益の考え方を考えるか否かの大きな分岐点で、様々なプロジェクトにわたる共通の課題でもあり、利用者としては純利益を維持したいので、組替調整を残す立場を守りたいとの意見が出された。
- ・ また、別の委員から、OCI 組替調整については、連結財務諸表では禁止もやむを得ないが、OCI を利益剰余金に振り替えるタイミングや考え方の理屈付けも必要であるとのコメントがあった。また、個別財務諸表の取扱いが留保する期間が必要であること、非上場株式を公正価値で評価する場合、実務への落とし込みの工夫等も必要である等の意見が出された。
- ・ ある委員から、非上場株式について、取得原価を公正価値と見なせない場合の取扱い、及び、取得原価測定を残す場合の減損の取扱いについての意見を求めるのがよいとの意見があった。また、OCI 組替調整に関して、組替調整はノイズ的な要素が強いとも言われるが、一方で、売却益の情報が経営状態のシグナルにもなり得るので、どのような観点で組替調整の可否を判断するかを含めて整理していくべきであるとの意見が出された。
- ・ 別の委員から、OCI 組替調整の禁止の理由の 1 つとして、株式売却による損益調整可能性を挙げられることがあるが、会計ビッグバンを経た現在では、従前と異なり、資産効率を上げる観点で企業がそのような損益調整をもはやできない状況に変わってきたことも認識しておく必要があるとの意見が出された。

以 上